

平成28年度
和泉市外部評価委員会 答申

平成28年12月

和泉市外部評価委員会

(公の施設の使用料等の見直しに関する外部評価委員会)

第1 はじめに

和泉市外部評価委員会は、市の施策、事業その他の行政運営に関して、行政外部の第三者視点からの評価、検証等を行うため設置されている。

平成28年度は、市長から諮問を受け、市が、平成27年5月に策定した「和泉躍進プラン（案）」に基づき取り組むこととしている「使用料見直し」のために、その実施に向け策定を検討している「公の施設の使用料見直し基本方針（案）（以下「基本方針（案）」という。）」を対象として評価を実施した。

この答申は、委員会が事務局及び施設所管課等職員との質疑を行い、精力的に議論を行ったうえで到達した評価結果をまとめたものである。

第2 評価対象

諮問された事項は、『基本方針（案）の評価、検証』であるが、「基本方針（案）」に盛り込まれている使用料見直しに関連した論点は多岐にわたっていることから、評価の内容を明確にするため、本委員会として、「基本方針（案）」から下記の12の「見直しの方向性」を抽出し、それらを対象とすることとした。

<見直しの方向性>

- (1) 使用料算定に用いる原価対象費用
- (2) 利用者負担割合の設定
- (3) 使用料積算の算定方法
- (4) 類似施設の平均単価を用いた使用料の設定
- (5) 1時間当たり使用料の均一化
- (6) 長時間利用にかかる使用料の算定
- (7) 適用稼働率の設定
- (8) 使用料の激変緩和
- (9) 市外利用者の割増率
- (10) 使用許可申請の統一化
- (11) 営利又は営業目的利用者の割増率
- (12) 時間貸しの導入

第3 評価の方法

事務局から提出された説明資料及び委員会での説明、施設所管課等からの施設運営にかかる説明に基づき、「第2 評価対象」に掲げた「見直しの方向性」の妥当性等について検証を行い、各委員からの意見を踏まえ、本委員会としての評価をとりまとめた。

第4 評価の結果

平成28年度 和泉市外部評価委員会評価

評価項目	(1) 使用料算定に用いる原価対象費用
基本方針(案) 記載内容 【方針(案) P3】	(I) 用地取得費 (II) 建物建設費(減価償却費・償還利子) (III) 人件費 (IV) 維持管理費等(光熱水費、消耗品費、委託料等) のうち、(III)と(IV)を使用料算定に用いる「積算基礎額」とする。
評価結果	
<p><評価> 「(1) 使用料算定に用いる原価対象費用」にかかる考え方について、施設の公共性を踏まえ、妥当と判断する。</p> <p><評価理由> ◆公の施設は、市民福祉の向上を目的に建設されたものであり、災害時には避難所としても活用されるなど、非常に公益性の高い「市の資産」である。 ◆そのため、市民の利用促進を図ることが一義であり、民間施設と同様に、建設等費用を賄うべく高額の使用料金を設定することは望ましくなく、また、それら費用を利用者にのみ負担させるべきではない。</p>	
委員会における主な意見	
<p>○公の施設は、市が公共性に基づいた判断のもと建設されていることから、その公共性に見合った建設にかかる費用については、公費で負担すべきである。</p> <p>○民間施設と同様にすべての費用を基に使用料を算定し、高額な使用料を設定することは、「市民福祉の向上」という、公の施設の本来の存在意義から外れてしまう。</p> <p>○公の施設は、市の資産であり、災害時において、避難所としてとても重要な役割を果たすことを踏まえると、施設の整備は行政の役割であると考えられることから、その費用は公費で負担すべきである。</p>	
付帯意見	
<p>○大規模修繕について、「基本方針(案)」では公費負担としているが、施設利用によって定期的に生じることが見込まれる大規模修繕費用と、老朽化、突発的な事故、災害等により必要となる大規模修繕費用とに区分したうえで、維持管理費等の一部であると考えられる前者については、「積算基礎額」に含めることを検討されたい。</p>	

評価項目	(2) 利用者負担割合の設定
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P4】	基本方針（案）において、使用料見直しの対象とする施設の利用は、「選択的」かつ「私益性」が強いものと解し、使用料の算定において「原価」となる行政コストは、全て受益者負担とすることが妥当である。
評価結果	
<p><評価> 「(2) 利用者負担割合の設定」にかかる考え方について、「受益と負担の公平性」という観点から、妥当と判断する。</p> <p><評価理由> ◆本委員会は、「用地取得費及び建物建設費」は公費負担とし、「人件費及び維持管理費等」を行政コストとし、その額を用いて使用料を算定すべきであると評価を行った。 ◆そのことを踏まえると、当該費用の全てを受益者負担とすべきであり、「受益と負担の公平性」という観点からしても、妥当である。</p>	
委員会における主な意見	
<p>○施設運営にかかる人件費及び維持管理費等について、「受益と負担の公平性」の観点を踏まえると、利用者が負担すべき経費である。</p> <p>○「基本方針（案）」において使用料見直しの対象としている施設は、利用者が占有することによって利用者へ便益をもたらしている施設であると判断できる。</p>	
付帯意見	
<p>○「葬儀関係」の使用料について、「基本方針（案）」では、『公益性・選択的（区分2）』に位置付けられているが、「葬儀関係」の内「火葬場」については、誰もが利用しなければならない、便益は特定個人にもたらされることから、「市営葬儀」とは区別し、『私益性・必需的（区分4）』に位置付けるべきである。</p>	

評価項目	(3) 使用料積算の算定方法
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P5】	(1) 貸室等、体育館、運動広場 ⇒ 1時間あたり単価 × 利用時間 ÷ 適用稼働率 (2) テニスコート ⇒ 1時間あたり1面単価 ÷ 適用稼働率 (3) 温水プール、浴場等 ⇒ 積算基礎額 ÷ 延べ利用者数
評価結果	
<p>＜評価＞</p> <p>「(3) 使用料積算の算定方法」による算定について、合理性が高く、妥当と判断する。</p> <p>＜評価理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆使用料見直しについて、施設利用者の理解と納得を得るためには、明確でわかりやすい算定方法により、使用料金を算定しなければならない。 ◆その点において、「基本方針（案）」で示されている算定方法は、1時間あたりの単価を積算のうえ、利用者が利用する面積や時間に応じた料金を算定することとしていることから合理的である。 ◆また、個別利用である「温水プール」や「浴場」の算定についても、利用者数に応じた使用料を設定することは合理的である。 	
委員会における主な意見	
<p>○1時間あたり単価を計算し、稼働率を踏まえつつ、利用時間に応じた使用料を算出することは、合理性があり、算定方法として適当である。</p> <p>○わかりやすい算定方法である。</p>	

評価項目	(4) 類似施設の平均単価を用いた使用料の設定
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P6】	類似施設における積算基礎額総額と貸出総面積等から「平均単価」を算出したうえで、使用する面積や時間に応じた使用料を設定する。
評価結果	
<p>＜評価＞</p> <p>「(4) 類似施設の平均単価を用いた使用料の設定」について、全市民に総じて同様のサービスを提供しなければならないという「行政の役割」を重視する観点から、妥当と判断する。</p> <p>＜評価理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本委員会において、施設ごとの採算性を優先するとともに、自分が利用する施設に応じた受益者負担とすべきであるという観点から、「個別単価（施設ごとに算出した1時間あたり1㎡単価）」を用いるべきであるという意見も出された。 ◆しかしながら、市民に公平に税を負担していただいている行政においては、「公平なサービス提供」が前提であり、場所によってサービスの内容や料金が異なることは、適切とは言い難い。 ◆また、施設によって単価が異なった場合、料金が割高である施設の利用が減少し、割安である施設に利用が偏ることも想定されることから、「平均単価」を用いる方が妥当と判断した。 	
委員会における主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○和泉市に住んでいる人が同じような受益が得られるよう、個別の施設ごとに単価を積算するのではなく、平均化することは評価できる。 ○どこに住んでいても、同じようなサービスを享受できることの担保が重要である。 ○「個別単価」とした場合、料金が割高となる施設が敬遠され、割安の施設に利用度が偏ることが懸念される。 ○施設ごとの採算性を重視すべきである。 	
付帯意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○施設ごとに算定した「個別単価」が「平均単価」を上回っている施設については、「平均単価」に近づくよう、経費節減等の経営改善に一層取り組まれない。 	

評価項目	(5) 1時間当たり使用料の均一化
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P6】	夜間利用にかかる単価が、他の利用時間と比較して割増となっている施設があるが、利用時間帯によって使用料を割増することの根拠は乏しいと思われるため、貸出区分ごとの1時間当たり使用料は均一とする。
評価結果	
<p>＜評価＞</p> <p>「(5) 1時間当たり使用料の均一化」について、曜日や時間帯によって施設運営にかかる費用に差が生じていないことを前提として、妥当と判断する。</p> <p>＜評価理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 1時間当たり使用料を均一とすることは、市民にとって、わかりやすい料金設定である。 ◆ しかしながら、本来は運営コストに応じた料金設定を行うべきである。例えば、休日・夜間勤務により人件費が割高となっている場合には、それに見合う使用料を徴収すべきであり、使用料の積算が複雑化する場合であっても、実施すべきである。 ◆ 近年の勤務体制については、弾力的に対応を図っているケースも見受けられることから、曜日や時間帯によって施設運営にかかる費用に差が生じていないとしたうえで、「1時間当たり使用料の均一化」を妥当と判断した。 	
委員会における主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 料金設定のわかりやすさを優先すべきである。 ○ 休日出勤や夜間出勤による割増賃金など、時間帯や曜日によって運営経費が異なる場合は、個別に料金設定をすることに合理性がある。 ○ 料金を一律に設定してしまうと、夜間や土日などの利用しやすい時間に集中することも想定されることから、料金設定に差を設けるべきである。 	
付帯意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間帯や曜日によって、著しい利用率の差が生じている施設については、需給バランスを踏まえて異なる使用料を設定することも検討されたい。 ○ 時間帯や曜日による運営経費の差について、十分な調査・分析を行われたい。 	

評価項目	(6) 長時間利用にかかる使用料の算定																														
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P7】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(午前) 午前9時～12時</th> <th>12時 ～13時</th> <th>(午後) 13時～17時</th> <th>17時 ～18時</th> <th>(夜間) 18時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分貸し</td> <td>使用料ア (1H単価×3H)</td> <td>/</td> <td>使用料イ (1H単価×4H)</td> <td>/</td> <td>使用料ウ (1H単価×4H)</td> </tr> <tr> <td>長時間 利用A</td> <td colspan="3">使用料 = 使用料ア + 使用料イ</td> <td colspan="2">/</td> </tr> <tr> <td>長時間 利用B</td> <td colspan="2">/</td> <td colspan="3">使用料 = 使用料イ + 使用料ウ</td> </tr> <tr> <td>全日貸し</td> <td colspan="5">使用料 = 使用料ア + 使用料イ + 使用料ウ</td> </tr> </tbody> </table>		(午前) 午前9時～12時	12時 ～13時	(午後) 13時～17時	17時 ～18時	(夜間) 18時～22時	区分貸し	使用料ア (1H単価×3H)	/	使用料イ (1H単価×4H)	/	使用料ウ (1H単価×4H)	長時間 利用A	使用料 = 使用料ア + 使用料イ			/		長時間 利用B	/		使用料 = 使用料イ + 使用料ウ			全日貸し	使用料 = 使用料ア + 使用料イ + 使用料ウ				
	(午前) 午前9時～12時	12時 ～13時	(午後) 13時～17時	17時 ～18時	(夜間) 18時～22時																										
区分貸し	使用料ア (1H単価×3H)	/	使用料イ (1H単価×4H)	/	使用料ウ (1H単価×4H)																										
長時間 利用A	使用料 = 使用料ア + 使用料イ			/																											
長時間 利用B	/		使用料 = 使用料イ + 使用料ウ																												
全日貸し	使用料 = 使用料ア + 使用料イ + 使用料ウ																														
評価結果																															
<p><評価></p> <p>「(6) 長時間利用にかかる使用料の算定」について、本来、利用時間に応じて使用料を徴収すべきであるが、大幅な値上げによる利用者の減少も懸念されることから、妥当と判断する。</p> <p>なお、本件以外に長時間利用による割引を行っている施設については、統一化を図る観点から見直しを行われたい。</p> <p><評価理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆受益者負担の観点からは、本来、利用時間に応じた使用料とすべきであり、長時間利用において、現在料金を課していない「12時～13時」、「17時～18時」についても、料金を徴収すべきである。 ◆しかしながら、これらの時間に料金を課した場合、大幅に使用料が値上げとなる施設も見受けられ、その結果、利用の減少を招くことも懸念するところである。 ◆そのため、現行どおりの対応とすることは、やむを得ないと判断した。 																															
委員会における主な意見																															
<p>○施設の利用については、競合性が働く（誰かが利用している時には、その他の人は利用できない）ことから、利用時間に応じて使用料を設定すべきである。</p> <p>○受益者負担の観点からは、適切であるとは言い難いが、大幅な値上げによる利用者数の減少が懸念される。</p>																															
付帯意見																															
<p>○受益者負担の観点から、将来的には、利用時間に応じた使用料の設定となるよう、見直しを図られたい。</p>																															

評価項目	(7) 適用稼働率の設定
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P7】	「稼働率 50%」まで高めることを行政に必要な運営努力としたうえで、「50%」を使用料の算定に用いる「適用稼働率」とする。 なお、実稼働率が 50%以上の場合は、実稼働率を「適用稼働率」として積算することとする。
評価結果	
<p>＜評価＞</p> <p>「(7) 適用稼働率の設定」について、「実稼働率」が 50%に満たない施設において、使用料算定に用いる「適用稼働率 50%」とすることについて、妥当と判断する。</p> <p>＜評価理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「適用稼働率」の設定について、本来は「実稼働率」とすべきであるが、「実稼働率」が 50%未満の施設が多数あることを踏まえると、使用料が大幅な値上げとなり、過大な負担を利用者に強いることとなる。 ◆行政において、稼働率の向上に向けた積極的な取組みが求められていることを踏まえると、稼働率が低いことによる影響を全て利用者に強いることは望ましくない。 ◆そのうえで、適正な「適用稼働率」の設定について検討する必要があるが、その設定については、明確な根拠に基づくことは困難であり、使用料を設定する行政の判断に委ねざるを得ないところである。 ◆このことから、「稼働率 50%」について、市が、その実現に向けて取り組むことを前提として、妥当という判断を行った。 	
委員会における主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○適用稼働率を 50%とする根拠が乏しい。 ○各施設において、稼働率が 50%を下回る部屋が多く、稼働率の大幅な上昇が見込めない施設もある現状を踏まえると、利用者の負担を過大にしないという観点から、やむを得ない対応である。 ○稼働率の低さに伴う負担をすべて利用者に求めるのではなく、行政の運営努力を考慮することは必要である。 	
付帯意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○稼働率を高めるべく、指定管理者等の取組みを定期的に評価し、適宜、改善策を講じられたい。 ○使用料を見直した場合は、稼働率の変化等について調査・分析を行い、その後の使用料見直しの検討の際には、それら蓄積した情報の活用を図られたい。 	

評価項目	(8) 使用料の激変緩和
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P7】	<p>「見直し使用料」の額が、現行の使用料を上回る場合、本来であれば「見直し使用料」の額に見直すべきところであるが、急激な使用料の値上げは、利用者の減少を招く恐れが高いことから、激変緩和措置を講じる。</p>
評価結果	
<p><評価></p> <p>「(8) 使用料の激変緩和」について、急激な値上げによる利用者減少を招かないために必要な措置である。なお、激変緩和率を「1.25倍」とすることについても、妥当と判断する。</p> <p><評価理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆使用料見直しの結果、大幅な値上げが必要となった場合、その影響で利用者が減少し、公の施設としての役割が果たせなくなることは、望ましくない。 ◆そのことから、激変緩和措置を講じることは、必要不可欠である。 ◆なお、「基本方針（案）」で示されている「激変緩和率 1.25倍」について、明確な根拠に基づいて設定された率ではないが、和泉市における多くの公の施設において、使用料で施設運営経費を十分に賄っていない現状を踏まえつつ、近隣他市の類似施設の使用料とも比較を行った結果、総合的な判断として妥当とした。 	
委員会における主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○激変緩和率の根拠が明確でないということは課題である。 ○激変緩和自体がないと急激に大幅な値上げとなり、利用者の減少により公の施設の役割が果たせなくなる。 ○現実離れした使用料とならないよう、調整弁として激変緩和措置は必要である。 ○激変緩和率の設定について、根拠を明確にすることは難しいが、積算された「見直し使用料（案）」の額等を勘案すると、「激変緩和率 1.25倍」は妥当である。 	
付帯意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○激変緩和措置については、受益者負担の観点を踏まえ、将来的には廃止することも検討されたい。 	

評価項目	(9) 市外利用者の割増率
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P8】	税と使用料を負担する市民利用者と、使用料のみの負担となる市外利用者との公平性を確保するため、全施設において割増率を設定することとし、2倍の使用料を市外利用者から徴収する。
評価結果	
<p>＜評価＞</p> <p>「(9) 市外利用者の割増率」について、公の施設は『市民の財産』であることから、市外利用者の使用料に割増率を設定することは妥当であり、また、割増率を2倍としていることについても、妥当と判断する。</p> <p>＜評価理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本委員会において、公の施設の建設費用は公費で負担すべきであり、使用料として徴収すべきではないと評価していることを踏まえると、市民の負担により建設された『市民の財産』である公の施設の使用料について、市外利用者に対する割増率を設定することは妥当である。 ◆また、割増率を2倍とすることについては、多額の費用を投じて建設していることを踏まえると、妥当な範囲である。 	
委員会における主な意見	
<p>○市民は市税により、間接的に施設の用地取得費や建設費を負担していると考えられることから、市外利用者に一定の割増率を設定し、市民利用者と使用料に差を設けることは、妥当である。</p>	
付帯意見	
<p>○市外利用者の割合が高く、市民利用が比較的少ない施設については、その理由等について調査・分析を行い、市民利用の促進を図られたい。</p> <p>○市民利用者と市外利用者の区分について、施設によって適用ルールが異なることのないよう、統一的な判断基準を設定されたい。</p>	

評価項目	(10) 使用許可申請の統一化
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P8】	施設の使用許可申請にかかる市民利用者の先行受付を実施する。
評価結果	
<p><評価> 「(10) 使用許可申請の統一化」について、市民利用者を優先して施設の使用許可申請の先行受付を行うことは、市民利用を促進する観点から、妥当と判断する。</p> <p><評価理由> ◆公の施設は、市民福祉の増進を目的に設置されていることから、市民利用の促進を図るべく、市民を優先して使用許可申請の先行受付を実施することの正当性は高い。</p>	
委員会における主な意見	
<p>○公の施設は、市民利用を目的とした施設であるため、市民利用に優位性を設けることは妥当である。</p> <p>○公の施設は市税等の市民負担を基に建設されているので、市民の便益を高めることは、妥当である。</p>	
付帯意見	
<p>○共同浴場、温水プール、運動施設の個人利用については、競合性が働かないため、先行受付という考え方が成り立たないことを申し添えておく。</p>	

評価項目	(11) 営利又は営業目的利用者の割増率
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P8】	営利又は営業目的利用者が利用する場合は、相応の負担を求めることとし、全施設において、下記のとおり割増率を設定する。 （貸室等施設） ○利用者が商業宣伝、営業等で利用する場合 2倍 （スポーツ施設） ○利用者が商業宣伝、営業等で利用する場合 2倍 ⇒ 市外利用者で営利目的なら 3倍
評価結果	
<p>＜評価＞</p> <p>「(11) 営利又は営業目的利用者の割増率」について、公の施設は、市民が利用することを前提としていることから、営利又は営業目的利用者の利用に対し使用料を割増することは、妥当である。</p> <p>また、「基本方針（案）」において示されている割増率についても、妥当と判断する。</p> <p>＜評価理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公の施設は、市民の非営利的な活動を支援することを目的としており、営利活動によって、その使用が阻害されることのないよう、割増率を設定することは、妥当である。 ◆また、割増率の設定について、利用者が受ける便益の大きさを踏まえると、2倍という設定は決して高いものではなく、それを踏まえて、市外利用者に対して3倍とすることも、妥当な対応である。 	
委員会における主な意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○非営利目的と比べて営利目的で利用する方が、利用者が受ける便益が大きいため、受益に応じた負担を求めることは、適当である。 ○公の施設は、市民が利用することを目的として建設しているものであり、一部の営利事業者が恒常的に専有してしまうことを防ぐ観点からも、割増率を設定することは妥当である。 ○営利目的の市外利用者に対し、更なる割増を設定することは、妥当である。 	
付帯意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○利益の全額を寄附するチャリティーイベントや会場使用料程度の実費徴収を行うイベントなど、営利とは言い難い利用も想定されることから、営利と非営利の判断については、実情に応じた基準の設定を検討すべきである。 	

評価項目	(12) 時間貸しの導入
基本方針（案） 記載内容 【方針（案）P8】	貸室施設等において、現在の貸出区分を優先したうえで、施設の稼働率向上を目的に「時間貸し」の導入を図る。
「時間貸し」の導入にかかる評価・意見	
<ul style="list-style-type: none"> ○「時間貸し」の導入について、利用者の利便性や利用率向上に向けて、新しいことにチャレンジすることは重要である。 ○過去の利用状況を踏まえ、稼働率の低い曜日や時間帯において試験的に実施し、その効果について検証を行ったうえで、本格的に実施しても良いと考える。 ○「区分貸し」と「時間貸し」の受付を同時に開始すると、利用率が下がることも懸念されることから、「区分貸し」の受付開始から一定期間が経過した時点で「時間貸し」の受付を開始することが必要である。 ○「時間貸し」の利用促進を図るため、IT技術の活用等により、利用者に対して効率的に施設の空き状況を知らせることができる取組みを期待する。 	

第5 「基本方針（案）」において使用料見直しの対象外としている施設に対する付帯意見

本委員会では、「基本方針（案）」において使用料見直しの対象外としている施設について、対象外とすることの是非を評価対象とはしていないが、コスト計算等を踏まえて、本委員会としての意見を付しておく。

<自転車等駐車場・和泉府中駅前自動車駐車場>

- 私益性が高く、本来は民間事業者により供給されるべきサービスである。
- 現在は、民間事業者の供給量が市民の需要を上回っていることから、行政がその不足を補完する機能を果たしているが、将来的に民間事業者の参入を促すべきであり、また、現在の営業している民間事業者を圧迫することのないよう、使用料の設定に配慮を要する施設である。
- このことを踏まえると、現行使用料は、近隣の民間事業者が設定している料金と概ね同程度となっていることから、適正な料金であると考ええる。

<産業振興プラザ>

- 施設の管理運営コストと使用料収入が均衡していることから、現状においては、適正な使用料となっている。
- しかしながら、将来において、収支が不均衡となった場合は、見直しを検討されたい。

<久保惣記念美術館・久保惣市民創作教室>

- 「美術館」については、市民の文化・芸術の振興を目的とした公益性の高い施設であり、また、他の施設とは設置経緯が異なり、寄附を受けて設置された施設であることから、採算性のみを重視することは適さないが、公益性が高いことをもって『赤字でよい』ということではないので、来館者の増加に向け、さらなる経営努力を図られたい。
- なお、現行使用料については、府内施設と比較しても同程度であることから、施設の設置目的を果たすうえで、適当であると判断する。
- 「市民創作教室」についても「美術館」と同様、他の施設と設置経緯が異なること等を踏まえ、見直しの対象外とすることは理解できるが、さらなる収入の確保と施設の価値を高めるべく、稼働率の向上に取り組まれたい。

<青少年の家>

- 青少年の情操教育の向上を目的とした、公益性の高い施設であることから、採算性のみを重視することは適さないが、公益性が高いことをもって『赤字でよい』ということではないので、利用者の増加に向け、さらなる経営努力を図られたい。
- なお、現行使用料については、府内施設と比較しても低い設定とはなっていないことから、施設の設置目的を果たすうえで、適当であると判断する。

<火葬場・北部コミュニティセンター（市営葬儀を含む）>

- 事業全体としては公益性が高く、採算性のみを重視することは適さないと考える。
- しかしながら、使用料で事業全体の管理運営コストを賄っている割合が約7割である現状において、さらにその割合を引き下げる必要性も低いことから、現行使用料が適当であると考えます。
- なお、火葬にかかる使用料については、近隣市と比較して低い状況にあることから、火葬施設の老朽化等に伴い、維持管理経費が増嵩した場合には、見直す必要性もあると考えます。

<直近3年以内に新設した施設>

- 近年、供用開始された施設であり、即座に使用料改定の検討を行うことは、利用者の混乱を招く恐れがあるため、今回、見直し対象外とすることは妥当である。
- ただし、次回以降の使用料見直しの検討に際しては、対象とされたい。

<その他>

- 本委員会は、コスト計算に基づきながら、現行使用料見直しの考え方について検討することを目的としていることから、現在、使用料が設定されていない、または、そもそもコスト計算に馴染まないと考える下記施設については、検討の対象外とした。
 - ・条例で無料としている施設
 - ・占用にかかる使用料の規定はあるが、本来用途は無料の施設
 - ・コミュニティ供用施設

第6 評価の総括

平成28年度和泉市外部評価委員会（公の施設の使用料等の見直し）では、和泉市が、これまで据え置いてきた「使用料の見直し」を実施すべく、策定に取り組んでいる『公の施設の使用料見直し基本方針（案）』において示されている「見直しの基準」等について、第三者の視点からの評価を行った。

市民が公的サービスを持続的に享受するためには、一定の市民負担は必要不可欠であるが、特に「受益者負担」が適用される使用料については、公の施設の利用促進に配慮しつつも、市全体の財政状況を踏まえた適正な料金設定が求められるところであり、定期的に見直しを検討することが必要である。このことから、本委員会では、使用料の見直しにあたり、施設運営にかかる行政コストを基に料金を算出することについて是としているが、市においては、使用料の見直しについて市民の理解と協力が得られるよう、行政コストの削減や利用率の向上に向けて間断なく取り組まれない。

その一方、今後の使用料の見直しについては、「行政の役割の範囲」を踏まえることも必要であろう。今回の見直しの検討は、これまで、消費税率が改定され、また、社会経済情勢も変化してきたにも関わらず、公の施設の使用料を長年据え置いてきたことによるものである。しかしながら、少子高齢化が進展する今日においては、まずは需要の変化に応じた「行政の役割の範囲」の見直しを行い、その結果を踏まえて使用料を設定することが必要となりつつあるのではないだろうか。現在、和泉市において、『公共施設の最適化』に向けた計画づくりも進められていることから、将来的には、こうした計画との整合性を図りつつ、適正な使用料について検討されることを期待する。

本委員会は、「使用料の見直し」を検討するための新たな基準づくりに向け、その見直し方法に焦点を当てて議論を行ってきたところであるが、今回の見直しは、「和泉躍進プラン（案）」が掲げる『躍進のまちづくり』を推進するための取組みの一環であることを踏まえ、着実に見直しを実施し、今後も、健全な財政の堅持と市民福祉の向上を図られたい。

関係資料

1 開催状況

回	日時	議事内容
第1回	7月8日 午後2時	委員の委嘱、諮問、対象施設の視察 等
第2回	8月5日 午後3時	公の施設の使用料見直し基本方針（案）の説明及び質疑応答、施設所管課による施設概要等説明及び質疑応答
第3回	8月29日 午後2時	施設所管課による施設概要等説明及び質疑応答
第4回	9月9日 午後2時	公の施設の使用料見直し基本方針（案）に対する評価の検討
第5回	10月3日 午後2時	公の施設の使用料見直し基本方針（案）の評価
第6回	11月21日 午後2時	答申（案）の検討

2 委員名簿（敬称略）

役職	所属	氏名
委員長	大阪市立大学大学院 法学研究科 教授	阿部 昌樹
副委員長	桃山学院大学 経済学部 准教授	吉弘 憲介
委員	和泉商工会議所 会頭	山本 恭弘
委員	大阪府立大学大学院 経済学研究科 准教授	岡田 光代
委員	公認会計士・税理士（江本公認会計士・税理士事務所）	江本 誠

3 和泉市外部評価委員会規則（平成24年7月5日和泉市規則第53号）

和泉市外部評価委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第2条 委員会は、別表に定めるところにより、行政外部の第三者視点からの評価、検証等を行う市の施策又は事業ごとに設置することができる。

（担当事務、組織等）

第3条 委員会の名称、担当事務、組織等は、別表に定めるところとする。

2 委員は、学識経験者その他専門的な観点から評価を行う知識経験を有すると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から諮問に係る会議が終了した日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政評価担当部署において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成24年7月5日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年5月9日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

委員会の名称	担当事務、組織等
和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び和泉市総合計画に係る事務事業の評価に関する外部評価委員会	(1) 担当事務 和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び和泉市総合計画に係る事務事業の評価、検証等に関すること。 (2) 委員定数 5人以内
公の施設の使用料等の見直しに関する外部評価委員会	(1) 担当事務 公の施設の使用料等の見直しに関する評価、検証等に関すること。 (2) 委員定数 5人以内

4 事務局

市長公室 政策企画室